

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

江別市長 後藤 好人

市町村名 (市町村コード)	江別市 (217)
地域名 (地域内農業集落名)	大麻地区
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月27日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・当地区は個々の経営体で異なるが、地区としては酪農と小麦・野菜を中心としている。
- ・遊休農地の発生は少ないが、農業就業人口の減少や農業就業者の高齢化に伴う将来的な担い手の減少は懸念される。
- ・土壌環境が良好でないことから、新規就農者の参入が難しい状況にある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・今後とも現状の生産品目の営農を継続していく。
- ・単収や単価の向上が見込まれる新品種の導入や栄養価の高い飼料作物の導入などにより高付加価値化に努める。
- ・個々の経営体での後継者確保に努めながら、新規就農者を地域で育成するような活動に取り組む。
- ・離農する者の農地については、地域の中心となる経営体に集積していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	250 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	250 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針					
認定農業者や新規就農者を中心に、担い手への農地集積を進める。					
(2)農地中間管理機構の活用方針					
担い手の経営意向や地域の意見を尊重しながら、必要に応じて農地中間管理機構を活用する。					
(3)基盤整備事業への取組方針					
現状予定なし					
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針					
江別市・道央農業振興公社・農業改良普及センター・JAと連携を行い、地域内外から新規就農者を募集し、相談から就農まで、就農後の栽培技術等においても地域全体で行い、将来の担い手確保に努める。					
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針					
本地区は、現状大規模なコントラクター組織への作業受託等を行っておらず、機械の共同利用や、地区の任意組合等による農業者同士の協力により、防除や収穫等の各種作業を実施している。					
このように、現時点で本地区においては、大規模な農作業委託を活用せずに、地区内において対応出来ているが、今後の担い手不足は避けられないことから、必要に応じ、各種農作業委託について活用を検討していく。					
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)					
☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等	
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他		
【選択した上記の取組方針】					